

和歌山市建築審査会傍聴規約

(趣旨)

第1条 この規約は、和歌山市建築審査会規則（昭和46年規則第16号）第5条の規定に基づき、和歌山市建築審査会（以下「審査会」という。）の口頭審査を円滑に運営するために、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 口頭審査を傍聴しようとする者は、審査会場に入場する前に所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

第3条 口頭審査を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、及び前項に規定する事項並びに人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- ① 銃器その他危険なものを持っている者
- ② 酒気を帯びていると認められる者
- ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ④ 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- ⑤ 前各号に定めるものの他、審査会を妨害し、又は他に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- ① 口頭審査における言論に対し拍手その他意見を述べる事を禁止する。
- ② 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎ立てないこと。
- ③ はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- ④ 帽子、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- ⑤ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥ みだりに席を離れ又は不体裁な行動をしないこと。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、審査会場の秩序を乱し又は審査会の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次の事項に該当する審査を行うときは、速やかに審査会場から退場しなければならない。

- ① 個人のプライバシーに関する事
- ② 傍聴することにより、傍聴していない者に比べ不平等に利益を得る事ができると判断できるもの
- ③ その他、審査を非公開にすべきと議長が認めるもの

(係員の指示)

第8条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第9条 議長は傍聴人がこの規約に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。また、議長は傍聴席が騒がしいと認めるときは、注意の上、従わない傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第10条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第94条第3項に規定する口頭審査以外の会議は、非公開とする。ただし、公開すべき特段の事情があると審査会が認める場合は、この限りでない。この場合において、「口頭審査」とあるのは「会議」と読み替えて、本規約を準用するものとする。

付 則

この規約は、令和5年12月1日より施行する。